

## 大阪府監査委員告示第23号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

大阪府監査委員	品川	公男
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造

(通知文)

教委総第2009号  
平成21年6月19日

大阪府監査委員	品川	公男	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	松浪	耕造	様

大阪府教育委員会委員長 生野 照子

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項及び委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<府立学校の備品について>

### 1 監査対象機関

教育委員会事務局（教育振興室高校学校課・同室保健体育課・財務課）

### 2 委員意見

府立学校では、活用方策を検討することなく存置されている教育用機材が多数みられたので、学校内部での利用の促進、必要とする学校等への管理換え又は貸出し、他の機関等での活用など、その有効活用を図られたい。

また、こうした教育用機材の有効活用が円滑に行えるよう、教育委員会においてその方策を検討されたい。（平成17年度）

### 3 措置の状況

(教育用機材の有効活用等について)

平成 20 年 6 月 27 日開催の府立学校長・事務長への「教育振興室事業説明会」の際に、教育用機材の有効活用について周知を図りました。また、予算配当に当たっては、授業計画などをヒアリングして必要性や継続的に活用できるかどうかについても十分に確認を行っています。

さらに、購入後、使用頻度が低くなった備品及び活用の機会が少なくなった教育用資機材については、物品調達システムの遊休備品登録を行い、他の希望する学校等へ管理換を図るなど、備品の有効活用を図るよう助言を行います。

今後とも、教育用機材の有効活用が図られるよう、引き続き、指導・助言を行っていきます。

<府立学校の学校指定物品について>

#### 1 監査対象機関

教育委員会事務局

#### 2 委員意見

府立学校における体操服等の学校指定物品の選定において、学校長の決裁が文書により行われていないものや決裁文書が保存されていないもの、同一の購入業者との契約が長期間にわたって継続されているもの、選定に関与する者が限定されているものなど、是正、改善を要する点が散見される。

また、学校間において、同一型番の物品であるにもかかわらず購入価格にばらつきがあるなど、学校間で情報を共有することにより改善されると思われる状況が見られる。

学校指定物品は保護者等の負担で購入されるものであるため、その選定方法について改善を指導するとともに、学校間における情報の共有化を図られたい。(平成18年度)

### 3 措置の状況

(情報の共有化について)

平成 20 年 6 月に府立学校に対し、府立学校における体操服等の学校指定用品の選定状況にかかる調査を実施し、これの結果について、平成 20 年 9 月に開催された府立学校事務長会常任幹事会において説明を行い、かつ、平成 20 年 11 月には全校に周知し、情報の共有化に努めました。

今後とも、情報の共有化を進めるとともに、関係条例、規則の規定にのっとり、適正な事務執行に努めます。

<府立学校の被服貸与について>

#### 1 監査対象機関

教育委員会事務局 (教職員室福利課)

#### 2 委員意見

府立学校の教職員への被服貸与について、貸与対象業務に従事していない教員へ貸与されている事例、貸与を受けたにもかかわらず全く着用されていない事例など、被服貸与の制度が適正に実施されていない実態がみられる。

また、学校現場において、被服の品質・デザインの改善、複数の被服の中からの自由選択制を求める一方で、好みの被服を着用したい、被服貸与は不要とするなど、様々な意見が混在している。

今後、被服貸与の対象となる教職員に対して、関係する規程等の内容を十分周知し、適正な運用に努めるとともに、対象教職員から意見を聴取し、被服貸与のあり方を検討されたい。(平成18年度)

### 3 措置の状況

平成 20 年度の教職員被服貸与申請入力の際には、「現在貸与中の被服が引き続き着用可能な場合はそのまま着用してもらうこと」「被服貸与が不要な場合は申請を辞退してもらうこと」を教職員に周知するよう府立学校長あてに通知し、被服貸与の効率的な運用に努めました。(平成 20 年 7 月 4 日付け教委福第 1089 号通知)

しかし、平成 20 年 12 月中旬から 1 月下旬にかけて府立学校から任意で抽出した 50 校（一部の専門高校等を除き、昨年度とは異なる学校を対象としました。）を対象に「被服実態調査」を実施し、着用実態や被服全般に関する要望・意見等を聴取した結果、昨年度に引き続きトレーニングウェアの着用率は低調でした。

このため、府立学校長に対し平成 21 年度教職員被服貸与申請入力に当たっては、「貸与された被服については、業務中は着用する義務があること」「貸与されても着用しない者は申請を辞退すること」の二点について、教職員に周知徹底を図るよう通知しました。(平成 21 年 2 月 24 日付け教委福第 1229 号通知)

### <府立学校の安全互助会等について>

#### 1 監査対象機関

教育委員会事務局

#### 2 委員意見

府立の各学校単位で設置され運営されている安全互助会や災害対策基金については、過去 3 年以上にわたり目的に沿った支出がないなど活動実績が少ない学校がみられ、その一方で、同互助会・基金の残高が 1 千万円以上ある学校が多数存在し、それぞれの学校では高額の前金を保管している状況である。

こうした状況は私費管理上問題があると思われ、また、これらの互助会・基金についてもその活動実態にかんがみると役割を整理すべき時期に来ていると思われることから、府立学校に対して、互助会・基金の整理も含め一定の考え方を示し、適切に指導するよう努められたい。(平成19年度)

### 3 措置の状況

(学校安全互助会会計の管理等について)

学校単位の安全互助会会計については、学校徴収金として公費に準じた適正な会計処理を行う必要があることから、「学校徴収金及び団

体徴収金等の会計処理基準」並びに「学校徴収金マニュアル」に基づき適正な管理を行うとともに、教育活動上広く有効に活用できる会計への再編を含めて検討するよう、府立学校事務(部)長等研修会の開催時(平成21年1月26日)など、あらゆる機会を捉えて指導・助言を行いました。

その結果、平成20年度末現在では、17校において、安全互助会会計としての残高は0になりました。

#### <普通教室における情報コンセントについて>

##### 1 監査対象機関

教育委員会事務局(教育振興室高等学校課)

##### 2 委員意見

府立高等学校の普通教室に設置されている情報コンセントの利用状況について調査したところ、1室当たりの平均利用回数が極めて低調であり、調査時点において、情報コンセントを活用するための取組を行っていない学校が多数あった。

このため、インターネットを活用した授業の有効性について、学校の理解を深めるとともに、学校の実情を把握の上、活用事例の紹介や機器の整備に努めるなど、情報コンセントの積極的な活用に向けた更なる方策を検討されたい。(平成19年度)

##### 3 措置の状況

(有効性への理解を深めるための活用事例の紹介について)

インターネットを活用した授業の有効性についての理解を深めるとともに、府立高等学校に活用事例の紹介をするため、情報コンセントをはじめ学校情報ネットワークの活用実践事例を府立高等学校から公募し、その発表会を平成21年2月17日(火)の午後に府教育センターで発表会を実施しました。

(学校の実情の把握について)

平成19年度の情報コンセントの使用状況を把握するため、平成20年5月23日付け通知により、全府立高等学校を対象に、活用状況調査を実施しました。

授業や総合的な学習の時間等で情報コンセントを活用した学校は113校であり、また、利用時間別の学校数の分布は以下のとおりです。

活用時間数	0	~5	~10	~20	~30	~50	~100	100以上
学校数	31	21	18	12	8	9	21	24

#### <施設の有効活用と利用促進について>

##### 1 監査対象機関

中之島図書館

##### 2 委員意見

大阪府立中之島図書館の利用者は横ばいの状況にあり、このため、当館が大阪のビジネスの中心に立地し、重要文化財に指定された重厚な建築物である好条件を生かし、府民が気楽に歓談、交流できる憩いの場を設けること等により当館の魅力を高め、利用の促進が図られる

よう、検討されたい。(平成 18 年度)

### 3 措置の状況

(利用促進の取組について)

利用の促進を図るため、以下のような取組を行いました。

#### (1) 多目的室利用のための条件整備

府民の方の自主的な研究会や講座、セミナールームとして多目的室(旧食堂)を活用するため、利用認定等についての一定の基準を設けるなど条件整備を行いました。

#### (2) 学習活動等に適した環境整備

生涯学習活動や講座等の会場として、多目的室を活用するに当たり、当施設の照度が基準値以下である等、講座やセミナールームとして十分な環境でないことから、照明器具の取替等施設設備の整備を行いました。

#### (3) 共催、協力事業のセカンドルームとして活用

当館文芸ホールにおいて開催された能楽講座会場のセカンドルームとして多目的室を活用し、参加者だけでなく一般の来館者にもお楽しみいただけるよう、DVD等の機器を設置して講座に関する情報を映像で紹介しました。

・日時 平成 20 年 12 月 20 日(土)、25 日(木)

#### (4) 共催、協力事業のスタッフルームとして活用

NHK 大阪放送局「トップランナー オン ザ ロード in 大阪」公開録画スタッフのミーティングルームとして多目的室を開放しました。

・日時 平成 20 年 8 月 9 日(土)、10 日(日)

#### (5) 情報発信の拠点としてその機能を十分に発揮し、府民が気軽に利用できるような図書館サービスを展開するため、平成 21 年 2 月に企画委員会を設置しました。

今後とも、多様な学習の機会を通じ、様々な人が集い賑わうコミュニティな場として利用していただくとともに、来館者に近代建築の魅力を身近に感じていただけるよう、関係機関や民間の団体等と連携して、中之島図書館ならではの事業を企画し実施していきます。

#### 【入館者数の推移】

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入館者数	289,543	293,960	306,769